

ヘルプカードの作成

1. ヘルプカードとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からは分からなくても援助を必要としている方々が携帯し、周囲に配慮をお願いするためのカード。東京都が平成 24 年に作成し、現在では全国の自治体で作成され取り組みが広がっている。

(参考: 県内市町村での取り組み状況 ヘルプカードの配布 2 市、独自に作成したカードの配布 4 市)

2. ヘルプカード（新潟市版）の作成

『ともにプロジェクト』の一環として、「ヘルプカード（新潟市版）」を作成する。掲載する内容については、ワーキンググループで検討を行う。

【形式】 カード形式と折り畳み形式の 2 種類。大きさは携帯しやすい運転免許証のサイズ。



カード形式



折り畳み形式

【内容】 下記のとおり

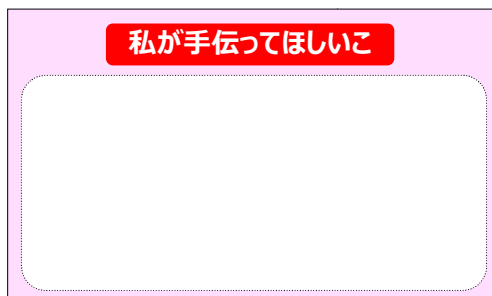
【表】



【中身①】

名前
住所
生年月日
電話番号
障がい・疾病
血液型

【裏】



【中身②】

緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通勤・通学先 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通勤・通学先 <input type="checkbox"/> その他 ()
かかりつけ医 連絡先
服用している薬

【配布方法】 市ホームページに掲載。必要な方はダウンロードして使用してもらう。

【周知方法】 市ホームページや市報にいがたへの掲載。

障がい福祉施設、関係団体（障がい者団体等）、関係機関（警察・消防・病院等）にチラシ等（裏面参照）を配布。



知っていますか？「ヘルプカード」

「ヘルプカード」とはどのようなカードですか？

ヘルプカードとは、「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶカードです。

障がいのある人に優しい街や施設が増え、近ごろは障がいのある人の行動範囲が広がりつつありますが、予想もしていなかった場所で思わぬ困りごとが生じることもあります。また、周りの人はそのような場面に遭遇した場合、「障がいの内容や求められていることがわからず、どう支援したらいいかわからない」という状況があるのも事実です。その両者をつなげるためのきっかけをつくるツールがヘルプカードです。

ヘルプカードがあることで期待できること

1 本人にとっての安心

「何かあったときに、味方になって理解してもらえる、手助けしてもらえる。」
それは、障がいのある人自身にとっては、何よりの安心です。



2 家族、支援者にとっての安心

「何かあったら、どうしよう。」緊急連絡先を本人が携帯していることは、家族や支援者の不安を和らげます。

3 情報とコミュニケーションを支援

緊急時に必要となる情報をあらかじめ備え持つことができます。
さらに、緊急時に支援してくれる人とのコミュニケーションのきっかけになります。

4 障がいに対する理解の促進

「ヘルプカード」について知っていただくことは、障がいのある人がどのような支援を必要としているのかわかっていただくことにつながるため、障がいについて理解するためのきっかけとなります。

「ヘルプカード」を持っている人を見かけた場合、どう対応すればいいのでしょうか？

ヘルプカードで想定される支援は、誰でも行えるものです。使用する人により支援の内容はさまざまなので、まずはヘルプカードを持った人が困っているところを見かけた場合は、「何か困っていることはありますか？」などと積極的に声をかけるように心がけてください。本人が何かしらの事情で支援の内容を伝えられない場合は、カードの中身を見て、カードに記載されている方法で支援するようにしてください。まずは「声をかけること、気にかけること」がとても大切です。



緊急のとき…
道に迷ってしまったとき
パニックや発作、
病気のとき

日常的に…
ちょっとした手助けが
ほしいとき

